

|                                                                                   |                                        |                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------|
|  | 向陽高校進路便り 第61号<br>令和4年3月4日(金)<br>～努意志策～ | 26期生後期試験まで<br><b>8!</b> |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------|

## 奨学金の案内(給付型) 個人応募

### 1・2学年対象 糸満市人材育成奨学生

進学意欲と能力を有する学生に対し、就学に必要な学資を貸与または給与し、有能な人材を育成する。

#### 1. 貸与・給与を受ける資格条件

- (1) 糸満市に5年以上引き続き住所を有する者(糸満市に5年以上住所を有していた者で、就学のため市外に住所を変更した者を含む。)又は本籍を有する者。
- (2) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学院又は専修学校に在学している者。
- (3) 学業成績及び素行が優秀で、かつ心身共に健康である者で学校長の推薦がある者。
- (4) 他の奨学資金の貸与を受けてない者。

※他奨学金制度と併願はできますが、併用はできません。

#### 2. 貸与・給与の金額及び募集人員(高等学校の在学する者)

- ① 募集人員 若干名
- ② 給与金額 月額5千円
- ③ 給与期間 令和4年4月から対象となる学校の標準修業年限の終期まで給与します。ただし、毎年1回、学業(標準的に修得すべき単位を修得しているとともに学習意欲があり確実に卒業できる見込みがあること)について審査し、奨学金継続の可否を認定します。審査の結果、学業成績が著しく低下した場合等は給与を打ち切ることがあります。

#### 3. 提出書類

- (1) 糸満市奨学金貸給与生願書(様式第1号)
- (2) 住民票謄本(本籍記載あり)  
※本人が就学のため保護者の住民票から転出している場合や、保護者が単身赴任等により住所を別にしてしている場合は、その居住先の住民票抄本(本籍記載あり)も必要となります。
- (3) 令和3年度所得証明書 ※世帯内の20歳以上全員分の提出が必要になります。
- (4) 完納証明書(市税) ※年度指定なし
- (5) 完納証明書(健康保険税) ※年度指定なし  
※保護者(世帯主)が社会保険加入者の場合は、社会保険証の写し(世帯主)を提出してください。
- (6) 在学証明書(在学学生) (高校に申請する)
- (7) 糸満市奨学金貸給与生推薦書(様式第2号) (高校に申請する)
- (8) 成績証明書 ※在学学生の場合、後期まで含んだもの (高校に申請する)

#### 4. 受付期間・提出先

- ① 受付期間: 令和4年3月1日(火)～令和4年3月31日(木)
- ② 提出先: 糸満市教育委員会 総務課 総務係  
〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地5階 TEL:098-840-8160

**希望者は、3月18日(金)までに進路部から必要書類を受け取ってください。**  
**※学校を通しての申請ではなく、個人での提出になります。**

※問い合わせ・提出先・・・進路部 奨学金担当：漢那・照屋まで